議案第１８４号

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年１１月２８日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

（渋川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　渋川市水道事業の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業等」を加える。

第１条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業等」を加え、同条に次の１項を加える。

２　市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、及び公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業及び汚水処理施設事業（以下「下水道事業等」という。）を設置する。

第２条を次のように改める。

（下水道事業等への法の全部適用）

第２条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第１条第２項の規定に基づき、下水道事業等に法の規定の全部を適用する。

第３条第１項中「水道事業」の次に「及び下水道事業等（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第３条第２項及び第３項を次にように改める。

２　水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（１）　給水区域は、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１０条第

１項の規定による認可を受けた区域とする。

（２）　給水人口は、７９，１００人とする。

（３）　１日最大給水量は、４４，３００立方メートルとする。

３　下水道事業等の経営の規模は、次のとおりとする。

（１）　公共下水道事業の区域は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の事業計画において定める区域とする。

（２）　農業集落排水事業の区域は、渋川市農業集落排水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２８号）第３条に規定するとおりとする。

（３）　個別排水処理事業の区域は、渋川市個別処理浄化槽条例（平成１８年渋川市条例第２３０号）第３条に規定する区域とする。

（４）　汚水処理施設事業の処理施設の名称及び位置は、渋川市汚水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２７号）第３条に規定するとおりとする。

（５）　計画処理区域面積、計画処理人口及び計画１日最大汚水量（個別排水処理事業にあっては処理能力。別表において同じ。）は、別表に定めるとおりとする。

第３条第４項を削る。

第４条第１項中「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第２項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「という。）」の次に「の権限」を加える。

第５条から第８条までの規定中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第８条の次に次の１条を加える。

（特別会計）

第９条　第１条第２項に規定する下水道事業等に１つの特別会計を設ける。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第３条関係）

区分		計画処理区域面積（ヘクタール）	計画処理人口（人）	計画１日最大汚水量（立方メートル）
公共下水道事業	公共下水道	１，１４５	２８，９１５	２３，４００
	特定環境保全公共下水道	７０８	１１，９４５	２，７９０
農業集落排水事業		１，３３０	３３，７１０	８，５１５
個別排水処理事業	特定地域生活排水処理	１２５	２，５０６	９８０
	個別排水処理	９４０	１，２０８	１０４

（渋川市職員定数条例の一部改正）

第２条　渋川市職員定数条例（平成１８年渋川市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「６１３人」を「５８９人」に改め、同条第７号中「３１人」を「５５人」に改める。

（渋川市特別会計条例の一部改正）

第３条　渋川市特別会計条例（平成１８年渋川市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１条第５号から第７号までを削る。

（渋川市下水道条例の一部改正）

第４条　渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１４号中「規則で」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が別に」に改める。

第３条第２号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第３号及び第４号中「市長」を「管理者」に改める。

第５条第１項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第２項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第６条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第６条の２第２項中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項第１号中「次条第１項第４号アからエまで」を「次条第１項第４号アからオまで」に改め、同項第５号ア中「次条第１項第４号ア」の次に「又はイ」を加える。

第６条の３第１項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に改め、同項第２号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同項第４号アを次のように改める。

ア　精神の機能の障害により排水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第６条の３第１項第４号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第６条の３第１項第５号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第２項中「前項第４号イ」を「前項第４号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改める。

第６条の５第２項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に改め、同項第１号中「規則」を「規程」に改め、同項第２号中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改め、「第６条の３第１項第４号ア」の次に「又はイ」を加える。

第６条の６中「市長」を「管理者」に改める。

第６条の７第１項中「市長」を「管理者」に、「、工事」を「工事」に

改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改め、同条第４項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第６条の８第１項中「規則」を「規程」に改め、同条第２項第６号及び第８号中「市長」を「管理者」に改める。

第６条の９第１項各号列記以外の部分中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第６条の１０第１項中「市長」を「管理者」に改める。

第７条第１項中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第９条第２項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１０条第２項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１１条第１項中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第２項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１３条第１項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１４条中「市長」を「管理者」に改める。

第１５条第２項中「２箇月分」を「２か月分」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改める。

第１６条第２項第２号中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同項第３号中「市長」を「管理者」に改め、同項第４号中「前各号」を「前３号」に改め、「市長」を「管理者」に改める。

第１７条から第２０条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第２２条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第２３条第１号中「排水渠」を「排水渠（きょ）」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第２４条及び第２６条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第２９条第１項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に改め、同

条第２項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第３１条から第３４条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第３５条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

（渋川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第５条　渋川市下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年渋川市条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改める。

第３条及び第５条から第１１条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１２条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

別表第２（１）イの表備考中「市長」を「管理者」に改める。

別表第２（３）の表備考２中「市長」を「管理者」に改める。

（渋川市汚水処理施設条例の一部改正）

第６条　渋川市汚水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第５条及び第８条から第１３条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

別表第１渋川市金井住宅団地汚水処理施設の項中「３，０３８番地１」を「３０３８番地１」に改め、同表渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設の項中「３，２２６番地１」を「３２２６番地１」に改める。

（渋川市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第７条　渋川市農業集落排水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２８

号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「排水渠」を「排水渠（きょ）」に改める。

第４条中「規則に」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が別に」に改める。

第５条第１項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第６条中「渋川市下水道条例施行規則（平成１８年渋川市規則第１５６号）」を「渋川市下水道条例施行規程（令和２年渋川市上下水道事業管理規程第　号）」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第７条第１項中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第９条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１０条及び第１１条中「市長」を「管理者」に改める。

第１２条第２項中「２箇月分」を「２か月分」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改める。

第１３条中「が排除した汚水の量」を「の排除汚水量」に改める。

第１４条第１項各号列記以外の部分中「が排除した汚水の量」を「の排除汚水量」に改め、同項第２号中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同項第３号中「市長」を「管理者」に改め、同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第１５条第１号中「基本使用料の項に定める汚水の量」を「別表第２の基本使用料の欄に規定する排除汚水量」に改め、同条第２号中「基本使用料の項に定める汚水の量」を「別表第２の基本使用料の欄に規定する排除汚水量」に、「１箇月」を「１か月」に改める。

第１６条から第１９条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第２１条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

別表第１白井・吹屋地区農業集落排水処理施設の項処理人口の欄中「１

，８７０人」を「１，７８０人」に改め、同表樽排水処理施設の項処理人口の欄中「５５０人」を「８８０人」に改め、同表備考中「あるもの」の次に「をいう」を加える。

（渋川市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第８条　渋川市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成１８年渋川市条例第２２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第３条から第８条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１０条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

地区名	新規加入分担金の額
祖母島地区	１戸当たり　２９０，０００円
川島地区	１戸当たり　２４２，０００円
白井・吹屋地区	１戸当たり　１８６，２０９円
下中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
上中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
浅田地区	１戸当たり　３４０，７４１円
北牧地区	１戸当たり　２９８，４４３円
樽地区	１戸当たり　４０９，５００円
津久田地区	１戸当たり　２７３，０００円
勝保沢地区	１戸当たり　３６７，５００円
棚下地区	１戸当たり　４０９，５００円
溝呂木地区	１戸当たり　３１５，０００円
横野中央地区	１戸当たり　２２０，０００円
狩野々地区	１戸当たり　３００，０００円

宮田地区	１戸当たり　３００，０００円
持柏木地区	１戸当たり　３００，０００円
真壁地区	１戸当たり　２７０，０００円
小室第一地区	１戸当たり　２７０，０００円
上箱田地区	１戸当たり　２７０，０００円
下小室地区	１戸当たり　２７０，０００円

備考

１　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１戸とする。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その数とする。

２　アパート（貸家）等については、１戸建は１棟を、集合住宅は１部屋を１戸とする。

３　店舗及び事業所等については、建築物用途及び施設規模により加入戸数を加算する。

（渋川市個別処理浄化槽条例の一部改正）

第９条　渋川市個別処理浄化槽条例（平成１８年渋川市条例第２３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第３条から第６条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第７条中「規則に」を「管理者が別に」に改める。

第８条から第１０条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１１条第１項中「市長」を「管理者」に改め、同条第２項中「２箇月分」を「２か月分」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１３条第２号中「渋川市公共下水道条例施行規則（平成１８年渋川市規則第１５６号）で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第１４条第１号中「基本使用料の項に定める汚水の量」を「第１２条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量」に改め、同条第２号中「基本

使用料の項に定める汚水の量」を「第１２条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量」に、「１箇月」を「１か月」に改める。

第１５条、第１７条から第１９条までの規定、第２１条及び第２３条中「市長」を「管理者」に改める。

（渋川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第１０条　渋川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例（平成１８年渋川市条例第２３１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第５条から第９条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１１条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

（渋川市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正）

第１１条　渋川市水洗便所改造資金貸付条例（平成１８年渋川市条例第２３２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「市長」を「渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第８条から第１１条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１２条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

（渋川市公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

第１２条　渋川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２２４号）は、廃止する。

（渋川市子持地区下水道施設建設基金条例の廃止）

第１３条　渋川市子持地区下水道施設建設基金条例（平成１８年渋川市条例第９３号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第４条中渋川市

下水道条例第６条の２第３項並びに第６条の３第１項第４号及び同条第２項の改正規定は、令和元年１２月１４日から施行する。

（経過措置）

２　渋川市下水道事業特別会計、渋川市農業集落排水事業特別会計及び渋川市個別排水処理事業特別会計（以下「下水道事業特別会計等」という。）は、令和元年度決算結了をもってこれを廃止するものとし、下水道事業特別会計等の決算の結果、剰余金又は不足金を生じたときは、渋川市下水道事業等会計予算に繰り入れ、又は同下水道事業等会計予算より繰り出すものとする。

３　下水道事業特別会計等の廃止の際、下水道事業特別会計等に属する剰余金、債務及び財産は、渋川市下水道事業等会計に帰属するものとする。

理　由

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、所要の改正等をしようとするものである。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市水道事業の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）の一部改正

（第１条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例	渋川市水道事業の設置等に関する条例
（水道事業及び下水道事業等の設置）	（水道事業の設置）
第１条　（略）	第１条　（略）
２　市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、及び公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業及び汚水処理施設事業（以下「下水道事業等」という。）を設置する。	
（下水道事業等への法の全部適用）	
第２条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第１条第２項の規定に基づき、下水道事業等に法の規定の全部を適用する。	第２条　削除
（経営の基本）	（経営の基本）
第３条　水道事業及び下水道事業等（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第３条　水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
２　水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。	２　給水区域は、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１０条第１項の規定による認可を受けた区域とする。
（１）　給水区域は、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１０条第１項の規定による認可を受けた区域とする。	
（２）　給水人口は、７９，１００人とする。	
（３）　１日最大給水量は、４４，３００立方メートルとする。	
３　下水道事業等の経営の規模は、次のとおりとする。	３　給水人口は、７９，１００人とする。
（１）　公共下水道事業の区域は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の事業計画において定める区域とする。	
（２）　農業集落排水事業の区域は、渋川市農業集落排水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２８号）第３条に規定するとおりとする。	
（３）　個別排水処理事業の区域は、渋川市個別処理浄化槽条例（平成１８年渋川市条例第２３０号）第３条に規定する区域とする。	

（４）　汚水処理施設事業の処理施設の名称及び位置は、渋川市汚水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２７号）第３条に規定するとおりとする。 （５）　計画処理区域面積、計画処理人口及び計画１日最大汚水量（個別排水処理事業にあっては処理能力。別表において同じ。）は、別表に定めるとおりとする。	４　１日最大給水量は、４４，３００立方メートルとする。
（組織） 第４条　法第７条ただし書及び令第８条の２の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。 ２　法第１４条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。	（組織） 第４条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第７条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第８条の２の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。 ２　法第１４条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に属する事務を処理させるため、水道部を置く。
（重要な資産の取得及び処分） 第５条　法第３３条第２項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。	（重要な資産の取得及び処分） 第５条　法第３３条第２項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。
（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等） 第７条　上下水道事業の業務に関し法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が２００万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額	（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等） 第７条　水道事業の業務に関し法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が２００万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額

の決定で当該決定に係る金額が１００万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第８条　管理者は、上下水道事業に関し法第４０条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）・（２）　（略）

（３）　前２号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

３　（略）

（特別会計）

第９条　第１条第２項に規定する下水道事業等に１つの特別会計を設ける。

別表（第３条関係）

区分		計画処理区分面積（ヘクタール）	計画処理人口（人）	計画１日最大汚水量（立方メートル）
公共下水道事業	公共下水道	１，１４５	２８，９１５	２３，４００
	特定環境保全公共下水道	７０８	１１，９４５	２，７９０
農業集落排水事業		１，３３０	３３，７１０	８，５１５
個別排水処理事業	特定地域生活排水処理	１２５	２，５０６	９８０
	個別排水処理	９４０	１，２０８	１０４

の決定で当該決定に係る金額が１００万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第８条　管理者は、水道事業　に関し法第４０条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）・（２）　（略）

（３）　前２号に掲げるもののほか、水道事業　の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

３　（略）

議案第１８４号参考資料

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市職員定数条例（平成１８年渋川市条例第２７号）の一部改正

（第２条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（職員の定数） 第２条　（略） （１）　市長の事務部局の職員　５８９人 （２）～（６）　（略） （７）　公営企業の職員　５５人	（職員の定数） 第２条　（略） （１）　市長の事務部局の職員　６１３人 （２）～（６）　（略） （７）　公営企業の職員　３１人

議案第１８４号参考資料

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市特別会計条例（平成１８年渋川市条例第５５号）の一部改正

（第３条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。 （１）～（４）　（略）	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。 （１）～（４）　（略） （５）　下水道事業　下水道事業特別会計 （６）　農業集落排水事業　農業集落排水事業特別会計 （７）　個別排水処理事業　個別排水処理事業特別会計

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号）の一部改正

（第４条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（１３）　（略） （１４）　使用月　下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね１月の期間をいい、その始期及び終期は、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。 （１５）　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（１３）　（略） （１４）　使用月　下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね１月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。 （１５）　（略）
（排水設備の接続方法及び内径等） 第３条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 （１）　（略） （２）　排水設備を公共ます等に固着させるときは、管理者が別に定めるところにより公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によること。 （３）　汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は７５ミリメートル以上とすることができる。 表　（略） （４）　雨水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は７５ミリメートル以上とすることができる。	（排水設備の接続方法及び内径等） 第３条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 （１）　（略） （２）　排水設備を公共ます等に固着させるときは、規則で定めるところにより公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によること。 （３）　汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は７５ミリメートル以上とすることができる。 表　（略） （４）　雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は７５ミリメートル以上とすることができる。

表　（略）	表　（略）
（排水設備等の計画の確認） 第５条　排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて管理者が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 ２　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について管理者が別に定めるところにより届け出て、管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。	（排水設備等の計画の確認） 第５条　排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 ２　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について規則で定めるところにより届け出て、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。
（排水設備指定工事店の指定） 第６条　排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。	（排水設備指定工事店の指定） 第６条　排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。
（指定の申請） 第６条の２　（略） ２　前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）　次条第１項第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （２）～（４）　（略） （５）　専属する責任技術者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 ア　次条第１項第４号ア又はイに該当する者 イ　（略） （６）　（略）	（指定の申請） 第６条の２　（略） ２　前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）　次条第１項第４号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （２）～（４）　（略） （５）　専属する責任技術者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 ア　次条第１項第４号アに該当する者 イ　（略） （６）　（略）
（指定の基準） 第６条の３　管理者は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第６条の指定を行う。	（指定の基準） 第６条の３　市長は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第６条の指定を行う。

（１）　（略） （２）　管理者が別に定める機械器具を有する者であること。 （３）　（略） （４）　次のいずれにも該当しない者であること。 ア　精神の機能の障害により排水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ　第６条の１０第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの （５）　その他管理者が別に定める事項 ２　前項第４号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、前項の規定にかかわらず、その代表者は同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。 ３　管理者は、第６条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。	（１）　（略） （２）　規則で　　定める機械器具を有する者であること。 （３）　（略） （４）　次のいずれにも該当しない者であること。 ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 イ　第６条の１０第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ　法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの （５）　その他規則で　　定める事項 ２　前項第４号イの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、前項の規定にかかわらず、その代表者は同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。 ３　市長　は、第６条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。
（責任技術者の資格） 第６条の５　（略） ２　管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店に専属する責任技術者として、当該各号に定める期間認めないことができる。 （１）　下水道に関する法令、条例及び規程に違反したとき　６月以内 （２）　業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき　６月以内 ３　管理者は、前項に規定するほか、責任技術者が第６条の３第１項第４号ア又はイに該当するに至ったときは、指定工事店に専属する責任技術者として認めないことができる。	（責任技術者の資格） 第６条の５　（略） ２　市長　は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店に専属する責任技術者として、当該各号に定める期間認めないことができる。 （１）　下水道に関する法令、条例及び規則に違反したとき　６月以内 （２）　業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長　が責任技術者として不適当と認めたとき　６月以内 ３　市長　は、前項に規定するほか、責任技術者が第６条の３第１項第４号ア　　に該当するに至ったときは、指定工事店に専属する責任技術者として認めないことができる。
（責任技術者認定試験及び更新講習） 第６条の６　責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、管理者が指定した者が行う。 ２　更新講習は、責任技術者として必要な技能の維持の確認、最新技術の習	（責任技術者認定試験及び更新講習） 第６条の６　責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、市長　が指定した者が行う。 ２　更新講習は、責任技術者として必要な技能の維持の確認、最新技術の習

得等を目的として、管理者が指定した者が行う。	得等を目的として、市長　が指定した者が行う。
（指定工事店証） 第６条の７　管理者は、指定工事店として指定を行った工事　を行う者に対し、渋川市公共下水道排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。	（指定工事店証） 第６条の７　市長　は、指定工事店として指定を行った、工事を行う者に対し、渋川市公共下水道排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。
２　（略）	２　（略）
３　指定工事店は、第６条の１０第１項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。この場合において、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。	３　指定工事店は、第６条の１０第１項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長　に指定工事店証を返納しなければならない。この場合において、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
４　前３項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	４　前３項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で　定める。
（指定工事店の責務及び遵守事項） 第６条の８　指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程に定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。	（指定工事店の責務及び遵守事項） 第６条の８　指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則に定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。
２　指定工事店は、前項によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	２　指定工事店は、前項によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）　工事は、第５条第１項に規定する排水設備等の工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。	（６）　工事は、第５条第１項に規定する排水設備等の工事の計画に係る市長　の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
（７）　（略）	（７）　（略）
（８）　火災等緊急時において排水設備等の復旧に関し、管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。	（８）　火災等緊急時において排水設備等の復旧に関し、市長　から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
（変更等の届出） 第６条の９　指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から３０日以内に管理者が別に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。	（変更等の届出） 第６条の９　指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から３０日以内に規則で　定めるところにより、その旨を市長　に届け出なければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２　（略）	２　（略）
（指定の取消し又は一時停止） 第６条の１０　管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第６条の指定を取り消し、又は６月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。	（指定の取消し又は一時停止） 第６条の１０　市長　は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第６条の指定を取り消し、又は６月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）　管理者の求めに対し、専属する責任技術者が正当な理由なく次条第１項に規定する検査の立ち会いに応じないとき。	（７）　市長　の求めに対し、専属する責任技術者が正当な理由なく次条第１項に規定する検査の立ち会いに応じないとき。
（８）　（略）	（８）　（略）
２　（略）	２　（略）
（排水設備等の工事の検査）	（排水設備等の工事の検査）
第７条　排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から５日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。	第７条　排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から５日以内にその旨を市長　に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　前項の排水設備検査済証の様式は、管理者が別に定める。	３　前項の排水設備検査済証の様式は、規則で　　定める。
（除害施設の設置）	（除害施設の設置）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　前項の規定は、管理者が別に定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。	２　前項の規定は、規則で　　定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長　が特に必要と認める場合は、この限りでない。
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　前項の規定は、管理者が別に定める量の下水を排除する使用者については適用しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。	２　前項の規定は、規則で　　定める量の下水を排除する使用者については適用しない。ただし、市長　が特に必要と認める場合は、この限りでない。
（除害施設管理責任者）	（除害施設管理責任者）
第１１条　管理者が別に定める業種及び規模の工場又は事業場を有する者は、当該工場又は事業場に設置する除害施設の使用の方法、維持等の監視及び管理に当たらせるため、除害施設管理責任者を置かなければならない。	第１１条　規則で　　定める業種及び規模の工場又は事業場を有する者は、当該工場又は事業場に設置する除害施設の使用の方法、維持等の監視及び管理に当たらせるため、除害施設管理責任者を置かなければならない。
２　前項に規定する者は、除害施設管理責任者を定めたときは、管理者が別に定めるところにより管理者に届け出なければならない。	２　前項に規定する者は、除害施設管理責任者を定めたときは、規則で　　定めるところにより市長　に届け出なければならない。
（使用開始等の届出）	（使用開始等の届出）
第１３条　使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、管理者が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。	第１３条　使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、規則で　　定めるところにより、遅滞なくその旨を市長　に届け出なければならない。
２　（略）	２　（略）

（異動又は変更等の届出） 第１４条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。 （１）・（２）　（略）	（異動又は変更等の届出） 第１４条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長　に届け出なければならない。 （１）・（２）　（略）
（使用料の徴収） 第１５条　（略） ２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２か月分を一括徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。 ３　前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。	（使用料の徴収） 第１５条　（略） ２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２箇月分を一括徴収する。ただし、市長　が必要と認めたときは、この限りでない。 ３　前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長　が必要と認めたときに行う。
（使用料の算定方法） 第１６条　（略） ２　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は管理者が別に定める基準により使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 （３）　氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して７日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前２号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 （４）　水の使用状況等により、前３号の規定によりがたい特別の理由があると認めるときは、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 ３　（略）	（使用料の算定方法） 第１６条　（略） ２　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は規則で　　定める基準により使用者の使用の態様を勘案して市長　が認定する。 （３）　氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して７日以内に市長　に提出しなければならない。この場合においては、前２号の規定にかかわらず、市長　は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 （４）　水の使用状況等により、前各号の規定によりがたい特別の理由があると認めるときは、使用者の使用の態様を勘案して市長　が認定する。 ３　（略）
（計測器具の設置等）	（計測器具の設置等）

第１７条　管理者は、水道水以外を使用している使用者及び使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものについて特に必要があると認める場合には、排水量の測定のため計測器具を設置することができる。	第１７条　市長　は、水道水以外を使用している使用者及び使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものについて特に必要があると認める場合には、排水量の測定のため計測器具を設置することができる。
２　計測器具の設置を受けた使用者は、その保管について責任を負わなければならない。この場合、これを亡失し、又は損傷したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、天災事変その他使用者の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。	２　計測器具の設置を受けた使用者は、その保管について責任を負わなければならない。この場合、これを亡失し、又は損傷したときは、市長　の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、天災事変その他使用者の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
４　管理者は、必要があると認めるときは、計測器具の設置場所を変更することができる。	４　市長　は、必要があると認めるときは、計測器具の設置場所を変更することができる。
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第１８条　管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第１８条　市長　は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
（資料の提出）	（資料の提出）
第１９条　管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。	第１９条　市長　は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。
（手数料）	（手数料）
第２０条　管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に掲げる手数料を徴収する。	第２０条　市長　は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に掲げる手数料を徴収する。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）	（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）
第２２条　排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第２４条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。	第２２条　排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第２４条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が別に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。	（３）　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で　　定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
（４）　（略）	（４）　（略）
（５）　地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改	（５）　地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改

良、可撓継手の設置その他の管理者が別に定める措置が講ぜられていること。	良、可撓継手の設置その他の規則で　　定める措置が講ぜられていること。
（排水施設の構造の基準） 第２３条　排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 （１）　排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、管理者が別に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。 （２）～（５）　（略）	（排水施設の構造の基準） 第２３条　排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 （１）　排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で　　定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。 （２）～（５）　（略）
（処理施設の構造の基準） 第２４条　第２２条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第２号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置が講ぜられていること。	（処理施設の構造の基準） 第２４条　第２２条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第２号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。 （１）　（略） （２）　汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で　　定める措置が講ぜられていること。
（終末処理場の維持管理に関する基準） 第２６条　法第２１条第２項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 （１）～（５）　（略） （６）　前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置を講ずること。	（終末処理場の維持管理に関する基準） 第２６条　法第２１条第２項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 （１）～（５）　（略） （６）　前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で　　定める措置を講ずること。
（行為の許可） 第２９条　法第２４条第１項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 （１）・（２）　（略） ２　前項の申請書の様式は、管理者が別に定める。	（行為の許可） 第２９条　法第２４条第１項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長　に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 （１）・（２）　（略） ２　前項の申請書の様式は、規則で　　定める。
（占用許可） 第３１条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という	（占用許可） 第３１条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という

。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第２４条第１項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。	。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長　の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第２４条第１項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。
（占用期間） 第３２条　占用の期間は、１０年以内とし、管理者が認定する。	（占用期間） 第３２条　占用の期間は、１０年以内とし、市長　が認定する。
（占用料） 第３３条　占用者は、管理者の定める占用料を納入しなければならない。 ２・３　（略）	（占用料） 第３３条　占用者は、市長　の定める占用料を納入しなければならない。 ２・３　（略）
（原状回復） 第３４条　第３１条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。 ２　管理者は、第３１条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。	（原状回復） 第３４条　第３１条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長　が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。 ２　市長　は、第３１条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。
（委任） 第３５条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	（委任） 第３５条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年渋川市条例第２２６号）の一部改正

（第５条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（受益者） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、土地等の所有者と地上権等を有する者が協議して、当該土地等の所有者を負担金の徴収を受ける者と定め、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）に届け出たときは、その者を受益者とみなす。 ３　管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、第１項の受益者を定めることができる。	（受益者） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、土地等の所有者と地上権等を有する者が協議して、当該土地等の所有者を負担金の徴収を受ける者と定め、市長に届け出たときは、その者を受益者とみなす。 ３　市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、第１項の受益者を定めることができる。
（負担区の決定等） 第３条　管理者は、排水区域を土地の状況に応じて２以上の負担区に区分することができる。 ２　管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。	（負担区の決定等） 第３条　市長は、排水区域を土地の状況に応じて２以上の負担区に区分することができる。 ２　市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。
（賦課対象区域の決定等） 第５条　管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。	（賦課対象区域の決定等） 第５条　市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。
（負担金の賦課及び徴収） 第６条　管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地等に係る受益者ごとに、第４条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 ２　管理者は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ３　（略）	（負担金の賦課及び徴収） 第６条　市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地等に係る受益者ごとに、第４条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 ２　市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ３　（略）

（負担金の徴収猶予） 第７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 （１）・（２）　（略）	（負担金の徴収猶予） 第７条　市長　は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 （１）・（２）　（略）
（負担金の減免） 第８条　（略） ２　管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。 （１）～（６）　（略）	（負担金の減免） 第８条　（略） ２　市長　は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。 （１）～（６）　（略）
（受益者に変更があった場合の取扱い） 第９条　第５条の公告の日後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第６条第１項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。	（受益者に変更があった場合の取扱い） 第９条　第５条の公告の日後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長　に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第６条第１項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。
（負担金の督促） 第１０条　管理者は、負担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。 ２　（略）	（負担金の督促） 第１０条　市長　は、負担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。 ２　（略）
（延滞金） 第１１条　管理者は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．５パーセントの割合（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間は渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の例による割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。	（延滞金） 第１１条　市長　は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．５パーセントの割合（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間は渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の例による割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、市長　がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
（委任） 第１２条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	（委任） 第１２条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

別表第２（第４条関係） （１）　小野上地区排水区域 ア　（略） イ　水道水以外を使用する場合 表　（略） 備考　水道水と併用した場合は、管理者が別に定める額を加算した額とする。 （２）　子持地区排水区域　（略） （３）　北橘地区排水区域 表　（略） 備考 １　（略） ２　１棟の家庭内に１世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が２以上設けられているとき、若しくは同一敷地内に複数の建物がある場合又は１棟の家庭内に店舗、事務所等を併用する場合は、便所、台所等の設置状況及び使用状況を勘案し、管理者が定める。 ３・４（略） 表　（略）	別表第２（第４条関係） （１）　小野上地区排水区域 ア　（略） イ　水道水以外を使用する場合 表　（略） 備考　水道水と併用した場合は、市長　が別に定める額を加算した額とする。 （２）　子持地区排水区域　（略） （３）　北橘地区排水区域 表　（略） 備考 １　（略） ２　１棟の家庭内に１世帯が独立して生活を営むことができる区画された部分が２以上設けられているとき、若しくは同一敷地内に複数の建物がある場合又は１棟の家庭内に店舗、事務所等を併用する場合は、便所、台所等の設置状況及び使用状況を勘案し、市長　が定める。 ３・４（略） 表　（略）

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市汚水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２７号）の一部改正

（第６条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（排水設備の新設等） 第４条　排水設備の新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）により処理施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめその計画について渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）に届け出て許可を受けなければならない。 ２　前項の場合において、管理者は、処理施設が当該処理能力の限度を越えると認めるときは、許可をしないことができる。	（排水設備の新設等） 第４条　排水設備の新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）により処理施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめその計画について市長に届け出て許可を受けなければならない。 ２　前項の場合において、市長は、処理施設が当該処理能力の限度を越えると認めるときは、許可をしないことができる。
（排水設備の接続方法） 第５条　排水設備の新設等をしようとするときは、次に定めるところによらなければならない。 （１）　（略） （２）　排水管の内径は、管理者が特別に理由があると認めた場合を除き、内径は１００ミリメートル以上とするものとする。 （３）・（４）　（略）	（排水設備の接続方法） 第５条　排水設備の新設等をしようとするときは、次に定めるところによらなければならない。 （１）　（略） （２）　排水管の内径は、市長が特別に理由があると認めた場合を除き、内径は１００ミリメートル以上とするものとする。 （３）・（４）　（略）
（排水設備等工事の改善） 第８条　使用者が施工した排水設備等の工事に不備があるときは、管理者は、その工事の改善を指示することができるものとする。	（排水設備等工事の改善） 第８条　使用者が施工した排水設備等の工事に不備があるときは、市長は、その工事の改善を指示することができるものとする。
（使用開始等の届出） 第９条　排水設備の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは汚水処理施設使用開始（休止・廃止）届（別記様式）により、速やかに管理者に届け出なければならない。	（使用開始等の届出） 第９条　排水設備の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは汚水処理施設使用開始（休止・廃止）届（別記様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。
（使用料） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２か月分を一括	（使用料） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２か月分を一括

徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。 （使用料の減免又は徴収猶予） 第１１条　管理者は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、使用料の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、管理者が定める基準により、当該使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 （１）～（３）　（略） （損害賠償） 第１２条　管理者は、使用者が故意又は過失により処理施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の一部又は全部を賠償させることができる。 （委任） 第１３条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 別表第１（第３条関係）	徴収する。ただし、市長　が必要と認めたときは、この限りでない。 （使用料の減免又は徴収猶予） 第１１条　市長　は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、使用料の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長　が定める基準により、当該使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 （１）～（３）　（略） （損害賠償） 第１２条　市長　は、使用者が故意又は過失により処理施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の一部又は全部を賠償させることができる。 （委任） 第１３条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長　が別に定める。 別表第１（第３条関係）

名称	位置
渋川市金井住宅団地汚水処理施設	渋川市金井３０３８番地１
渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設	渋川市行幸田３２２６番地１
渋川市三原田住宅団地汚水処理施設	渋川市赤城町三原田６１８番地２５９

名称	位置
渋川市金井住宅団地汚水処理施設	渋川市金井３，０３８番地１
渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設	渋川市行幸田３，２２６番地１
渋川市三原田住宅団地汚水処理施設	渋川市赤城町三原田６１８番地２５９

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市農業集落排水処理施設条例（平成１８年渋川市条例第２２８号）の一部改正

（第７条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（定義） 第２条　（略） （１）　（略） （２）　排水処理施設　汚水を排除するために市が設置する排水管、排水渠及びこれに接続して汚水を処理するために設ける施設等のすべてをいう。 （３）・（４）　（略）	（定義） 第２条　（略） （１）　（略） （２）　排水処理施設　汚水を排除するために市が設置する排水管、排水渠及びこれに接続して汚水を処理するために設ける施設等のすべてをいう。 （３）・（４）　（略）
（排水設備の構造基準） 第４条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の工事は、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が別に定める構造基準によらなければならない。	（排水設備の構造基準） 第４条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の工事は、規則に　　定める構造基準によらなければならない。
（排水設備の計画の確認） 第５条　排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 ２　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。	（排水設備の計画の確認） 第５条　排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で　　定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長　の確認を受けなければならない。 ２　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長　の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長　に届け出ることをもって足りる。
（排水設備の工事の施工） 第６条　排水設備の新設等の工事（渋川市下水道条例施行規程（令和２年渋川市上下水道事業管理規程第　号）で定める軽微な工事を除く。）は、渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号。以下「下水道条例」という。）第６条の規定により指定したものでなければ行ってはならない	（排水設備の工事の施工） 第６条　排水設備の新設等の工事（渋川市下水道条例施行規則（平成１８年渋川市規則第１５６号）　　で定める軽微な工事を除く。）は、渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号。以下「下水道条例」という。）第６条の規定により指定したものでなければ行ってはならない

。ただし、特別の理由があると管理者が認めたときは、指定する者以外の者が施工することができる。	。ただし、特別の理由があると市長　が認めたときは、指定する者以外の者が施工することができる。
（排水設備の工事の検査） 第７条　排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から５日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。 ２　（略） ３　前項の排水設備検査済証の様式は、管理者が別に定める。	（排水設備の工事の検査） 第７条　排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から５日以内にその旨を市長　に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。 ２　（略） ３　前項の排水設備検査済証の様式は、規則で　　定める。
（使用開始等の届出） 第９条　使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、管理者が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。	（使用開始等の届出） 第９条　使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、規則で　　定めるところにより、遅滞なくその旨を市長　に届け出なければならない。
（異動又は変更等の届出） 第１０条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。 （１）・（２）　（略）	（異動又は変更等の届出） 第１０条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長　に届け出なければならない。 （１）・（２）　（略）
（一時使用の許可） 第１１条　土木建築等に関する工事の施工に伴い、排水設備を一時的に使用するときは、あらかじめ管理者に届け出て許可を受けなければならない。	（一時使用の許可） 第１１条　土木建築等に関する工事の施工に伴い、排水設備を一時的に使用するときは、あらかじめ市長　に届け出て許可を受けなければならない。
（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２か月分を一括徴収するものとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。 ３　前項の規定にかかわらず、第１１条の規定により許可を受けて排水処理施設を使用する者は、管理者が定める概算使用料を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。 ４・５　（略）	（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２箇月分を一括徴収するものとする。ただし、市長　が必要と認めたときは、この限りでない。 ３　前項の規定にかかわらず、第１１条の規定により許可を受けて排水処理施設を使用する者は、市長　が定める概算使用料を予納しなければならない。ただし、市長　がその必要がないと認めたときは、この限りでない。 ４・５　（略）
（使用料の算定方法） 第１３条　使用料の額は、使用者の排除汚水量　　に応じ、１か月につき	（使用料の算定方法） 第１３条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、１か月につき

下水道条例第１６条第１項の表に準じた別表第２に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。	下水道条例第１６条第１項の表に準じた別表第２に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
（排除汚水量の算定方法） 第１４条　使用者の排除汚水量の算定は、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、管理者が別に定める基準により使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 （３）　営業等に伴い使用する水の量が、排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して７日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前２号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 ２　管理者は、水道水以外を使用している使用者及び使用する水の量が排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものについて、特に必要があると認める場合には、排水量の測定のため計測器具を設置することができる。	（排除汚水量の算定方法） 第１４条　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、規則で定める基準により使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 （３）　営業等に伴い使用する水の量が、排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して７日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前２号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 ２　市長は、水道水以外を使用している使用者及び使用する水の量が排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものについて、特に必要があると認める場合には、排水量の測定のため計測器具を設置することができる。
（中途使用における使用料の算定） 第１５条　月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。 （１）　使用日数が１５日を超えないで使用水量が別表第２の基本使用料の欄に規定する排除汚水量の２分の１以下のときは、基本使用料の２分の１の額 （２）　使用日数が１５日を超えたとき、又は使用水量が別表第２の基本使用料の欄に規定する排除汚水量の２分の１を超えたときは、１か月として算定した額	（中途使用における使用料の算定） 第１５条　月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。 （１）　使用日数が１５日を超えないで使用水量が基本使用料の項に定める汚水の量の２分の１以下のときは、基本使用料の２分の１の額 （２）　使用日数が１５日を超えたとき、又は使用水量が基本使用料の項に定める汚水の量の２分の１を超えたときは、１箇月として算定した額
（使用料の減免）	（使用料の減免）

第１６条　管理者は、公益上その他特別な事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（資料の提出）
第１７条　管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

（立入検査）
第１８条　管理者は、排水処理施設の管理上必要があると認めたときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物又は排水設備に職員をして立ち入らせ、調査又は検査させることができる。
２　（略）

（改修その他の処置）
第１９条　管理者は、確認を受けないで排水設備の新設等をした者又は雨水を排水処理施設に流入させている者若しくは前条の規定による検査で不備事項を指摘された者に対し、期限を付してその改修又は撤去を命ずることができる。
２　（略）

（委任）
第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第１（第３条関係）

名称	区域	処理人口	処理場の位置
祖母島農業集落排水処理施設	祖母島の一部	６５０人	渋川市祖母島１４９番地
白井・吹屋地区農業集落排水処理施設	吹屋、白井の各一部	１，７８０人	渋川市白井１０番地３
（略）			
樽排水処理施設	赤城町樽、同町宮田の各一	８８０人	渋川市赤城町樽４０５番地

第１６条　市長　は、公益上その他特別な事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（資料の提出）
第１７条　市長　は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

（立入検査）
第１８条　市長　は、排水処理施設の管理上必要があると認めたときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物又は排水設備に職員をして立ち入らせ、調査又は検査させることができる。
２　（略）

（改修その他の処置）
第１９条　市長　は、確認を受けないで排水設備の新設等をした者又は雨水を排水処理施設に流入させている者若しくは前条の規定による検査で不備事項を指摘された者に対し、期限を付してその改修又は撤去を命ずることができる。
２　（略）

（委任）
第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

別表第１（第３条関係）

名称	区域	処理人口	処理場の位置
祖母島農業集落排水処理施設	祖母島の一部	６５０人	渋川市祖母島１４９番地
白井・吹屋地区農業集落排水処理施設	吹屋、白井の各一部	１，８７０人	渋川市白井１０番地３
（略）			
樽排水処理施設	赤城町樽、同町宮田の各一	５５０人	渋川市赤城町樽４０５番地

	部		1
（略）			

備考　表中の区域は、地形等の条件及び排水処理人口の範囲以内にあるものをいう。

	部		1
（略）			

備考　表中の区域は、地形等の条件及び排水処理人口の範囲以内にあるもの＿＿＿。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成１８年渋川市条例第２２９号）の一部改正

（第８条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（受益者） 第２条　この条例において「受益者」とは、事業により築造される排水処理施設の処理区域内において、排水処理施設を利用して汚水を排除することを渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）に申し出た建築物の所有者をいう。 ２　前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金を課すべき者として定め、その旨を管理者に届け出たときは、その者を受益者とみなす。	（受益者） 第２条　この条例において「受益者」とは、事業により築造される排水処理施設の処理区域内において、排水処理施設を利用して汚水を排除することを市長　　に申し出た建築物の所有者をいう。 ２　前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金を課すべき者として定め、その旨を市長　に届け出たときは、その者を受益者とみなす。
（分担金の額） 第３条　分担金の額は、事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金等の額を除いた額を超えない範囲において、受益者が受ける利益を限度として管理者が別に定める額とする。 ２　（略）	（分担金の額） 第３条　分担金の額は、事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金等の額を除いた額を超えない範囲において、受益者が受ける利益を限度として市長　が別に定める額とする。 ２　（略）
（分担金の賦課徴収） 第４条　管理者は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ２　分担金は、一括して徴収するものとし、その納期は、管理者が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、５年の期間に分割して徴収することができる。 ３　（略）	（分担金の賦課徴収） 第４条　市長　は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ２　分担金は、一括して徴収するものとし、その納期は、市長　が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、５年の期間に分割して徴収することができる。 ３　（略）
（分担金の徴収猶予） 第５条　管理者は、受益者が災害、盗難その他特別な事情により、当該分担金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。	（分担金の徴収猶予） 第５条　市長　は、受益者が災害、盗難その他特別な事情により、当該分担金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。

（分担金の減免）
第６条　管理者は次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。
（１）・（２）　（略）
（３）　その他管理者が分担金を減額し、又は免除する必要があると認めた者

（分担金の督促）
第７条　管理者は、分担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。
２　（略）

（延滞金）
第８条　管理者は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、延滞金を加算して徴収する。
２　（略）

（委任）
第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表（第３条関係）

地区名	新規加入分担金の額
祖母島地区	１戸当たり　２９０，０００円
川島地区	１戸当たり　２４２，０００円
白井・吹屋地区	１戸当たり　１８６，２０９円
下中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
上中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
浅田地区	１戸当たり　３４０，７４１円
北牧地区	１戸当たり　２９８，４４３円

（分担金の減免）
第６条　市長　は次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。
（１）・（２）　（略）
（３）　その他市長　が分担金を減額し、又は免除する必要があると認めた者

（分担金の督促）
第７条　市長　は、分担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。
２　（略）

（延滞金）
第８条　市長　は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、延滞金を加算して徴収する。
２　（略）

（委任）
第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

別表（第３条関係）
（１）　渋川地域農業集落排水処理区域

地区名	新規加入分担金の額
祖母島地区	１戸当たり　２９０，０００円
川島地区	１戸当たり　２４２，０００円

備考　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１戸とみなす。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その数とする。

（２）　子持地域農業集落排水処理区域

地区名	新規加入分担金の額
白井・吹屋地区	１戸当たり　１８６，２０９円

樽地区	１戸当たり　４０９，５００円
津久田地区	１戸当たり　２７３，０００円
勝保沢地区	１戸当たり　３６７，５００円
棚下地区	１戸当たり　４０９，５００円
溝呂木地区	１戸当たり　３１５，０００円
横野中央地区	１戸当たり　２２０，０００円
狩野々地区	１戸当たり　３００，０００円
宮田地区	１戸当たり　３００，０００円
持柏木地区	１戸当たり　３００，０００円
真壁地区	１戸当たり　２７０，０００円
小室第一地区	１戸当たり　２７０，０００円
上箱田地区	１戸当たり　２７０，０００円
下小室地区	１戸当たり　２７０，０００円

備考

１　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１戸とする。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その数とする。

２　アパート（貸家）等については、１戸建は１棟を、集合住宅は１部屋を１戸とする。

３　店舗及び事業所等については、建築物用途及び施設規模により加入戸数を加算する。

下中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
上中郷地区	１戸当たり　２８１，５９０円
浅田地区	１戸当たり　３４０，７４１円
北牧地区	１戸当たり　２９８，４４３円

備考

１　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１戸とする。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その数とする。

２　アパート（貸家）等については、１戸建は棟数とし、集合住宅は部屋数とする。

３　店舗及び事業所等については、建築物用途及び施設規模により加入口数を加算する。

（３）　赤城地域農業集落排水処理区域

地区名	新規加入分担金の額
樽地区	公共ます１口当たり　４０９，５００円
津久田地区	公共ます１口当たり　２７３，０００円
勝保沢地区	公共ます１口当たり　３６７，５００円
棚下地区	公共ます１口当たり　４０９，５００円
溝呂木地区	公共ます１口当たり　３１５，０００円
横野中央地区	公共ます１口当たり　２２０，０００円
狩野々地区	公共ます１口当たり　３００，０００円
宮田地区	公共ます１口当たり　３００，０００円

持柏木地区	公共ます１口当たり　３００，０００円

備考

１　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１口とする。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その数とする。

２　アパート（貸家）等については、１戸建は棟数とし、集合住宅は部屋数とする。

３　店舗及び事業所等については、建築物用途及び施設規模により加入口数を加算する。

（４）　北橘地域農業集落排水処理区域

地区名	新規加入分担金の額
真壁地区	公共ます１口当たり　２７０，０００円
小室第一地区	公共ます１口当たり　２７０，０００円
上箱田地区	公共ます１口当たり　２７０，０００円
下小室地区	公共ます１口当たり　２７０，０００円

備考　１戸、１世帯又は１事業所で同一敷地内を１口とする。ただし、同一敷地内に複数の公共ますが設置されている場合は、その口数とする。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市個別処理浄化槽条例（平成１８年渋川市条例第２３０号）の一部改正

（第９条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（定義） 第２条　この条例において、用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。 （１）　個別処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（雨水及び家畜し尿を除く。以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に個別処理するものであって、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が設置するものをいう。 （２）～（５）　（略）	（定義） 第２条　この条例において、用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。 （１）　個別処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（雨水及び家畜し尿を除く。以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に個別処理するものであって、市長　が設置するものをいう。 （２）～（５）　（略）
（処理区域） 第３条　管理者は、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	（処理区域） 第３条　市長　は、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
（工事計画の作成等） 第４条　処理区域内の住宅に係る住宅所有者及び事業所所有者（以下「申請者」という。）は、管理者に対し、浄化槽の設置を申請することができる。 ２　管理者は、前項の規定による申請があったときは、工事計画書を作成し、当該申請を行った申請者の承認を求めるものとする。 ３　申請者は、工事計画に異議があるときは、管理者に対し、変更を求めることができる。 ４　（略） ５　管理者は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。	（工事計画の作成等） 第４条　処理区域内の住宅に係る住宅所有者及び事業所所有者（以下「申請者」という。）は、市長　に対し、浄化槽の設置を申請することができる。 ２　市長　は、前項の規定による申請があったときは、工事計画書を作成し、当該申請を行った申請者の承認を求めるものとする。 ３　申請者は、工事計画に異議があるときは、市長　に対し、変更を求めることができる。 ４　（略） ５　市長　は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
（工事費の費用負担）	（工事費の費用負担）

第５条　浄化槽の設置において管理者が定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、申請者の負担とすることができる。	第５条　浄化槽の設置において市長　が定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、申請者の負担とすることができる。
２　（略）	２　（略）
（排水設備の計画承認）	（排水設備の計画承認）
第６条　排水設備を新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）若しくは撤去しようとする者は、その計画について、あらかじめ管理者に申し込み、承認を得なければならない。承認を得た計画を変更しようとするときも同様とする。	第６条　排水設備を新設、増設又は改造（以下「新設等」という。）若しくは撤去しようとする者は、その計画について、あらかじめ市長　に申し込み、承認を得なければならない。承認を得た計画を変更しようとするときも同様とする。
（排水設備の構造基準）	（排水設備の構造基準）
第７条　排水設備の新設等の工事は、管理者が別に定める構造基準によらなければならない。	第７条　排水設備の新設等の工事は、規則に　　定める構造基準によらなければならない。
（排水設備工事の施工）	（排水設備工事の施工）
第８条　排水設備の新設等又は撤去の工事は、管理者の指定する者が施工しなければならない。ただし、特別の理由があると管理者が認めたときは、この限りではない。	第８条　排水設備の新設等又は撤去の工事は、市長　の指定する者が施工しなければならない。ただし、特別の理由があると市長　が認めたときは、この限りではない。
（排水設備工事の検査）	（排水設備工事の検査）
第９条　排水設備の新設等の工事が完了したときは、工事の完了した日から５日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。	第９条　排水設備の新設等の工事が完了したときは、工事の完了した日から５日以内にその旨を市長　に届け出て、検査を受けなければならない。
（使用開始等の届出）	（使用開始等の届出）
第１０条　使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。	第１０条　使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、遅滞なくその旨を市長　に届出なければならない。
（使用料の徴収）	（使用料の徴収）
第１１条　管理者は、浄化槽を使用する使用者から使用料を徴収する。	第１１条　市長　は、浄化槽を使用する使用者から使用料を徴収する。
２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２か月分を一括徴収するものとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。	２　前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により２箇月分を一括徴収するものとする。ただし、市長　が必要と認めたときは、この限りでない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（排除汚水量の算定方法）	（排除汚水量の算定方法）

第１３条　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。	第１３条　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、管理者が別に定める基準により使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。	（２）　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、渋川市公共下水道条例施行規則（平成１８年渋川市規則第１５６号）で定める基準により使用者の使用の態様を勘案して市長　が認定する。
（中途使用における使用料の算定）	（中途使用における使用料の算定）
第１４条　月の中途において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。	第１４条　月の中途において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。
（１）　使用日数が１５日を超えないで使用水量が第１２条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量の２分の１以下のときは、基本使用料の２分の１の額	（１）　使用日数が１５日を超えないで使用水量が基本使用料の項に定める汚水の量の２分の１以下のときは、基本使用料の２分の１の額
（２）　使用日数が１５日を超えたとき、又は使用水量が第１２条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量の２分の１を超えたときは、１か月として算定した額	（２）　使用日数が１５日を超えたとき、又は使用水量が基本使用料の項に定める汚水の量の２分の１を超えたときは、１箇月として算定した額
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第１５条　管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第１５条　市長　は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
（資料の提出）	（資料の提出）
第１７条　管理者は、申請者及び使用者に、浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。	第１７条　市長　は、申請者及び使用者に、浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。
（立入検査）	（立入検査）
第１８条　管理者は、浄化槽の管理上必要があると認めたときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物又は排水設備に職員を立ち入らせ、調査又は検査させることができる。	第１８条　市長　は、浄化槽の管理上必要があると認めたときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物又は排水設備に職員を立ち入らせ、調査又は検査させることができる。
２　（略）	２　（略）
（保管義務等）	（保管義務等）
第１９条　（略）	第１９条　（略）
２　管理者は、浄化槽が適正に保管、使用されていないと認めるときは、申請者及び使用者並びに土地の権利者に対し必要な措置等を命ずることができる。	２　市長　は、浄化槽が適正に保管、使用されていないと認めるときは、申請者及び使用者並びに土地の権利者に対し必要な措置等を命ずることができる。

３・４　（略）	３・４　（略）
（住宅所有者及び事業所所有者の地位の承継） 第２１条　住宅所有者及び事業所所有者に変更があったときは、管理者に届け出なければならない。	（住宅所有者及び事業所所有者の地位の承継） 第２１条　住宅所有者及び事業所所有者に変更があったときは、市長　に届け出なければならない。
（委任） 第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	（委任） 第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長　が別に定める。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例（平成１８年渋川市条例第２３１号）の一部改正

（第１０条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（受益者） 第３条　この条例において「受益者」とは、処理区域内において、個別処理浄化槽を利用して汚水を排除することを渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）に申し出た建築物の所有者をいう。	（受益者） 第３条　この条例において「受益者」とは、処理区域内において、個別処理浄化槽を利用して汚水を排除することを市長　　に申し出た建築物の所有者をいう。
（分担金の賦課徴収） 第５条　管理者は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ２　分担金は、一括して徴収するものとし、その納期は、管理者が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、５年の期間に分割して徴収することができる。 ３　（略）	（分担金の賦課徴収） 第５条　市長　は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期を受益者に通知しなければならない。 ２　分担金は、一括して徴収するものとし、その納期は、市長　が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、５年の期間に分割して徴収することができる。 ３　（略）
（分担金の徴収猶予） 第６条　管理者は、受益者が災害、盗難その他特別な事情により、当該分担金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。	（分担金の徴収猶予） 第６条　市長　は、受益者が災害、盗難その他特別な事情により、当該分担金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。
（分担金の減免） 第７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。 （１）・（２）　（略） （３）　その他管理者が分担金を減額し、又は免除する必要があると認めた者	（分担金の減免） 第７条　市長　は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。 （１）・（２）　（略） （３）　その他市長　が分担金を減額し、又は免除する必要があると認めた者
（分担金の督促） 第８条　管理者は、分担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。	（分担金の督促） 第８条　市長　は、分担金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。

２　（略）	２　（略）
（延滞金） 第９条　管理者は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、延滞金を加算して徴収する。	（延滞金） 第９条　市長　は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、延滞金を加算して徴収する。
２　（略）	２　（略）
（委任） 第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	（委任） 第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

渋川市下水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市水洗便所改造資金貸付条例（平成１８年渋川市条例第２３２号）の一部改正

（第１１条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（借入れの申込み） 第７条　資金の貸付けを受けようとする者は、渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成１８年渋川市条例第２３５号）第４条第２項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が定める手続により資金の借入申込みをしなければならない。	（借入れの申込み） 第７条　資金の貸付けを受けようとする者は、市長が定める手続により資金の借入申込みをしなければならない。
（貸付けの決定及び通知） 第８条　管理者は、前条の申込みがあったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。	（貸付けの決定及び通知） 第８条　市長は、前条の申込みがあったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。
（工事の完成） 第９条　前条の規定により、資金の貸付決定通知を受けた者は、直ちに工事に着手し、完成後速やかに管理者に届け出なければならない。	（工事の完成） 第９条　前条の規定により、資金の貸付決定通知を受けた者は、直ちに工事に着手し、完成後速やかに市長に届け出なければならない。
（資金の貸付け） 第１０条　資金は、水洗便所改造工事完了後、管理者が行う検査に合格した後に貸し付けるものとする。	（資金の貸付け） 第１０条　資金は、水洗便所改造工事完了後、市長が行う検査に合格した後に貸し付けるものとする。
（償還方法の特例） 第１１条　管理者は、資金の貸付けを受けた者が災害その他特別の事由により資金を償還することが困難であると認めるときは、貸付金の償還条件を変更することができる。	（償還方法の特例） 第１１条　市長は、資金の貸付けを受けた者が災害その他特別の事由により資金を償還することが困難であると認めるときは、貸付金の償還条件を変更することができる。
（委任） 第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	（委任） 第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。